



6月は男女雇用機会均等月間です



男女雇用機会均等月間とは…

性別を理由に仕事上の差別をしてはいけなと定めた法律です。

また、妊婦・出産・育児休業を理由として不利益な扱いや、セクハラ・マタハラを防ぐことも企業の義務です。

だれもが安心して、自分らしく働ける職場づくりを進めるための大切な法律です。



～均等法Q&A～

事業主の方からお問い合わせ

(問) ～募集・採用～

正社員を募集したいのですが、女性が応募してきた場合は結婚や妊娠で退職するかもしれないので期間契約社員として採用とすることにも良いでしょうか。

(答)

正社員について男性のみ応募を受け付け、女性については別の区分で採用することは、均等法に違反します。募集・採用について男女均等な取扱いの徹底をお願いします。

働いている方からのお問い合わせ

～解雇・退職勧奨・雇止め～
(問)

(女性労働者からの質問)

上司が自分や他の女性に対して「子供が小さいんだから辞めたらどうか」と何度も言います。退職しなくてはならないのでしょうか。

(答)

退職する必要はありません。働き続けるつもりであるということを上司に伝えましょう。男女いずれかに対してのみ退職勧奨を行うことや解雇の対象とすることは均等法に違反します。

働いている方からのお問い合わせ

(問)

派遣社員として働いています。派遣先の社員からセクシュアルハラスメントを受けているため、派遣元の上司に相談したところ、うまくやってくれと言われました。どうすればいいのかわからず悩んでおり、精神的にまいってしまいました。どうしたらよいでしょうか。

厚生労働省HPより

詳しくは、厚生労働省男女雇用機会均等法 Q & Aをご覧ください。

～派遣先でのセクシュアルハラスメント～

(答)

事業主は、派遣元・派遣先を問わずセクシュアルハラスメント防止対策を講じ、相談が寄せられた場合は適切に対応しなければなりません。派遣元及び派遣先に相談窓口がなかったり、相談しても対応してくれない場合は雇用環境・均等部(室)へご相談ください。



問い合わせ先：
鳥取労働局雇用環境・均等室 (0857-29-1709)

湖南分館の事業風景

すっきり体操

(大郷会館)

5月11日(月)

講師

Fitness Ja-んぐる

三澤 絵里 さん

ふみふみふみ…
あたた..あたた.

**さかえ
チェア体操～咲花笑～**

(温泉会館一ノ湯)

5月20日(水)

講師

Fitness Ja-んぐる

谷口 尚子 さん

膝とおなかく
っつけて～

6月 人権・生活相談 日程

カウンセラー相談

【開催日】6月 9日(火)・23日(火)

【時 間】① 15:00～15:50

② 16:00～16:50

(※予約制・先着順)



夜間弁護士相談

【開催日】6月18日(木)

【時 間】①18:30～19:00

②19:15～19:45 ③20:00～20:30

(※予約制・先着順・1人あたり30分)

無料相談

場 所:鳥取市中央人権福祉センター

ひとりで悩まないで ご相談ください ～大切なのは、誰かに話すことです～

6月 事業 予定 / 内 容		開 催 日 ・ 場 所	
す っ き り 体 操	リングストレッチ	6/1(月)	大 郷 会 館
楽 チ ェ ア 体 操	健康づくり体操	6/10(水)	一 ノ 湯

分館の事業は申し込み不要、無料で参加できます。お気軽にご参加ください。

【お申込み・お問合せ】鳥取市中央人権福祉センター 鳥取市幸町 151 電話 24-8241

【より親しんでいただける広報紙へ!】アンケート 受付 中!

人権福祉センターの広報紙を読んでいただきありがとうございます。

アンケートにお答えいただけましたら幸いです。

回答はこちらをアクセス →

